

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社サンリオ	コード	8136
提出日	2026/6/18	異動（予定）日	2026/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	笹本裕	社外取締役	○														○		有
2	山中雅恵	社外取締役	○														○		有
3	鴨田視寿子	社外取締役	○														○		有
4	大橋一生	社外取締役	○														○		有
5	森川紀代	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		笹本裕氏は、Twitter Japan株式会社、マイクロソフト株式会社などの経営を経験された経歴を持ち、Eコマース、ネットビジネスに関する経営経験と知見を有しており、当社との関連性からも独立役員の属性として最適であることから一般株主との利益相反のおそれなく、一般株主の保護に資すると思えます。
2		山中雅恵氏は、パナソニックコネクト株式会社での執行役員ヴァイス・プレジデント、日本マイクロソフト株式会社、株式会社LIXILでの執行役員経験を持ち、ソリューションビジネスの経営経験およびジェンダー目線の知見を、さらにはソリューション事業責任者の経験およびDXの知見を有しており、当社との関連性からも独立役員の属性として最適であることから一般株主との利益相反のおそれなく、一般株主の保護に資すると思えます。
3		鴨田視寿子氏は、弁護士としての豊富な経験と企業経営に関する知識、また法務・コンプライアンス体制整備に関する知見を有しており、かつ当社との関連性からも独立役員の属性として最適であることから一般株主との利益相反のおそれなく、一般株主の保護に資すると思えます。
4		大橋一生氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する知識を有しており、かつ当社との関係性からも独立役員の属性として最適であることから一般株主との利益相反の恐れがなく、一般株主の保護に資すると思えます。
5		森川紀代氏は、弁護士としての豊富な経験と、コンプライアンスに関する専門知識を有しており、かつ当社との関連性からも独立役員の属性として最適であることから一般株主との利益相反のおそれなく、一般株主の保護に資すると思えます。

4. 補足説明

当社は、2023年5月12日に、独立性判断基準を制定しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。